小平市在宅要介護者の受入体制整備事業について

１　事業目的

　　在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症にり患（濃厚接触者となった場合を含む。以下同じ。）した場合においても、介護が必要な障がい者（以下「要介護障がい者」という。）が住み慣れた地域で生活の継続ができ、り患した家族等が安心して療養に専念できる環境を整えるため、要介護障がい者が緊急一時的に利用できる短期入所施設等の受入施設の確保や支援員等を配置するなど、受入体制を整備することにより、在宅で生活する要介護障がい者や家族等に対する新型コロナウイルス感染症への対策を講じることを目的とする。

２　事業内容

　(1) 短期入所施設への緊急的な受入れ

　(2) 在宅又は短期入所施設以外の宿泊施設における支援者等の配置

　(3) 短期入所施設への緊急的な受入れ等を行うために追加的に必要な職員の配置

　(4) 緊急的に受け入れる短期入所施設等への搬送

　(5) 受け入れた施設等からの退所後の清掃、消毒作業

(6) この事業により短期入所施設又は在宅等における支援を行った対象者が新型コロナウイルスに感染していた場合に、その対象者の支援を行っていた職員が新型コロナウイルスに感染し、又は濃厚接触者となったことによる休業に係る賃金補償

３　対象者

　　原則として、在宅で生活する要介護者であって、当該要介護者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症にり患したことにより、他に介護者が不在となる者とする。

４　事業スキーム

　　別紙のとおり

５　事業の委託

　　この事業は、障がい事業所等に委託して実施するものとする。

６　利用期間

　　対象者がこの事業を利用することができる期間は、対象者の介護者が存在することとなった日までとする。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、利用期間を延長することができる。

７　利用手続等

　(1) 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、在宅要介護者の受入体制整備事業利用申請書（別記様式第１号）により市長に申請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申請をすることができる。

　(2) 前項ただし書の規定により口頭で申請をした者は、事後、遅滞なく在宅要介護者の受入体制整備事業利用申請書利用申請書を市長に提出するものとする。

　(3) 市長は、(1)による申請を受けたときは、申請者が新型コロナウイルスの感染が陰性であること、その他承認に必要な事項を確認の上、事業の利用の可否を決定し、その結果を在宅要介護者受入体制整備事業利用承認・不承認通知書(別記様式第２号)により申請者に通知をするものとする（ＰＣＲ検査費用については、障がい事業所における感染症対策事業のＰＣＲ検査費用補助により２０，０００円を上限に申請者に補助することができる。）。

　(4) 市長は、(3)により利用の承認をしたときは、当該利用の承認をした申請者について、要介護者の受入等を委託することを事業者に通知するものとする。

　(5) この事業の利用者は、食費を除き、事業の利用に係る経費を負担しない。

市障がい者

支援課

普段利用している事業所等

ＰＣＲ検査等

受診連絡・同行

（※移送費用は市で負担）

発生届

受入体制

症状の有無にかかわらず医療機関等でＰＣＲ検査

※検査費用等は、20,000円を上限に市が負担

医療機関

陰性

（※移送費用は市で負担）

介護者が陽性又は濃厚接触者と　なった在宅　要介護者　　（障がい者）が発生

介護者により、引き続き在宅で介護

任意のＰＣＲ検査（介護者の感染が未確定の間）

行政検査としてのＰＣＲ検査（介護者陽性の場合）

情報提供等

連絡協力体制

要介護者の受入体制整備事業スキーム図

入所施設の調整（要介護者の状況に応じて在宅への支援者の派遣調整）

連絡・相談

状況確認

他に介護者がいる又は介護者が陰性だったとき

体調が変化

（発熱、咳等）

医療機関等で療養

介護者

回復

【短期入所事業所等に入所】

※受入費用、搬送費用、退所後の清掃費用等を市が負担

【在宅に支援者を派遣】

※支援者配置費用等を市が負担

退所・在宅へ

他に介護者がいない

回復

保健所

　　陽性かつ

コロナ感染診断